

# 開発許可申請添付書類一覧

## 法第34条第12号＝市条例第5条第1項第2号イ -市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅-

羽生市  
まちづくり政策課  
令和6年4月1日  
提出部数：2部

No.	添付書類等	注意点等	備考
1	開発行為許可申請書	申請者の住所欄は、住民票上の住所を記入	
2	委任状 ※代理者が行う場合	代理者の住所・氏名・電話・FAX番号を明記 ※申請者の押印要	
3	理由書	他に自己所有の建物がないこと、市街化区域に土地がないこと等を明記	任意様式
4	土地登記事項証明書 [土地登記簿謄本]	申請時以前6ヶ月以内のもの、正本には原本を添付	
5	土地権利者(所有権)の同意書 【実印押印 申請者本人所有の場合は不要】	申請地番の面積・地目・権利・所有者の住所氏名を明記 ※住所など他書類との整合性を図ること	任意様式
6	土地権利者(所有権)の印鑑証明書	同意書作成時のもの【申請時以前3ヶ月以内】	
7	土地抵当権者等の同意書 【実印押印】	申請地における所有権以外の権利について ※住所など他書類との整合性を図ること	任意様式
8	土地抵当権者等の印鑑証明書	同意書作成時のもの【申請時以前3ヶ月以内】	
9	公共施設の管理者の同意書(法第32条の同意) ※国県道に接する場合	公共施設管理者に確認・提出すること 【申請先】国県道等：行田県土整備事務所	
10	農振区域に関する農用地除外証明書	申請地が農地の場合【許可申請時のもの】	
11	固定資産に係る書類	申請者(配偶者含む)が土地・建物を所有の場合は名寄せ帳の写し、所有がない場合は無資産証明書【市役所税務課】	
12	戸籍簿謄本	申請者と申請に関係する親族の関係が明確になるもの 【申請日以前3ヶ月以内のもの】	
13	住民票 [申請者及び親族世帯員全員] ※マイナンバーの記載がないもの	市街化調整区域に親族が20年以上居住の確認を行うため戸籍の附票等が必要な場合あり【申請日以前3ヶ月以内のもの】	
14	建物賃貸借契約書又は借家証明書の写し	借家等に居住している場合(最新のもの)	
15	公図の写し [法務局のもの]	区域朱書き、方位、縮尺、申請地及び隣地(公共施設のみ)の地番・地目を記入【申請時以前6ヶ月以内のもの】	
16	付近見取り図 [案内図]	住宅地図等、方位及び位置を明記	
17	求積図 [実測図]	区域朱書き、面積(小数点第2位)縮尺等記入	
18	建築物配置図 [土地利用計画図] ※造成計画平面図と同一図面にすることも可	区域朱書き、方位、縮尺、道路【国県市道の種別・認定番号・幅員・建築基準法上の道路の取扱い種別を明記】、予定建築物・既存建築物等の用途、【除却建築物も明記】、排水系統を明記【汚水・雑排水・雨水等、凡例等にまとめ區別、樹・排水管の径、泥溜寸法、管種明記、新設・既設の區別、浄化槽の寸法、道路占用許可・排水放流承認等の日付と番号を明記、盛土・切土の有無を明記、給水計画明記【自己居住用は不要】	
19	現況写真[2方向以上]	道路・水路等公共施設との接続部が写るように、区域朱書き、撮影方向を配置図等に記入	
20	排水接続部分の平面図・断面図	排水接続先の管理者とも協議すること	
21	造成計画平面図、造成計画縦断面図 ※平面図は土地利用計画図と同一図面にすることも可	申請地及び隣地の現況・計画高さ、断面図位置、切土・盛土寸法記入、着色【切土：黄色 盛土：茶色】、法面の保護・擁壁の種類等(新設、既存を區別)明記	
22	排水施設関係の構造図	種類【インパット樹、ドロマ樹、雨水浸透樹】、縮尺、寸法等明記【メーカーカタログでも可】	
23	浄化槽の調書、認定書、構造図	浄化槽関係、油水分離槽等	
24	擁壁関係の構造図	擁壁関係の構造、寸法、縮尺、配筋サイズ・ピッチ、境界の位置、基礎砕石等を記入【二次製品の場合はカタログ等を提示すること】	
25	排水放流承認書等の写し	土地改良区(申請地により異なる)の排水放流承認等	
26	道路・水路・公共物等使用(占用)許可書の写し	出入口、排水等のために道路(水路)等を利用する場合 ※都市計画法第33条技術基準を満たすこと	
27	道路工事承認・公共物工事許可等の写し	道路・公共物の工事が必要な場合 【道路・水路管理者等と協議】 ※都市計画法第33条技術基準を満たすこと	
28	造成計画同意書、土地登記事項証明書等	造成計画のために隣地擁壁等を利用する場合【同意書は実印不要】 ※造成計画に利用される土地の登記事項証明及び地権者の同意関係要	
29	排水管理設同意書、印鑑証明書、土地登記事項証明書	排水のために隣地等を利用する場合【同意書は実印押印】 ※排水管が埋設される土地の登記事項証明及び地権者の同意関係要	
30	その他許可権者が必要と認める書類		

※各種図面等については、設計者の記名をすること